

京丸園株式会社 一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境を整えることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 11 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日

2. 内容

目標 1：育児・介護休業規程の周知

【対策】

- ・育児・介護休業規程を従業員がいつでも閲覧できるようにする。
- ・社内会議、ミーティング等において、育児・介護休業規程の周知を行う。

目標 2：育児・介護休業法に基づく諸制度の周知と相談窓口の設置

【対策】

- ・産前産後休業の諸制度及び育児休業給付の周知を図る。
- ・相談窓口を設け、取得しやすい環境の整備、体制を確立する。